

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 2年 10月 30日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県伊丹市北河原4-1-12

氏名 サカタインクス株式会社 大阪工場
工場長 佐藤 靖志

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-785-7701

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	サカタインクス株式会社 大阪工場
事業場の所在地	兵庫県伊丹市北河原 4-1-12
計画期間	2020年4月1日から2021年3月31日まで(令和2年度)

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1645 化学工業 (印刷インキ製造業)
②事業の規模	製造品出荷額 152億0448万円(令和1年度 工業統計報告)
③従業員数	286名(2020年4月1日現在)うち外部委託の派遣社員30名含む
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 1年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	259 t	t
	(これまでに実施した取組) 1) 製品製造時のロスから発生する特管廃溶剤を抑制する。 2) 製造工程で汚れた設備を洗浄する際に発生する溶剤を蒸留し、再使用している。 3) 上記の再使用後の廃溶剤については、燃焼力の強いものを分別し、焼却炉の助燃材とし産廃処理施設への有価で販売 及び 燃料製造業者を通じてセメントメーカーに燃料とし販売した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	253 t	t
	(今後実施する予定の取組) 1) 製品製造時のロスから発生する特管廃溶剤を抑制する。 2) 製造工程で汚れた設備を洗浄する際に発生する溶剤を蒸留し、再使用している。 3) 上記の再使用後の廃溶剤については、燃焼力の強いものを分別し、焼却炉の助燃材とし産廃処理施設への有価で販売する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 製造工程で汚れた設備を洗浄する際に発生する溶剤を蒸留し、再使用しているが、再使用後の廃溶剤については、燃焼力の強いものを分別し焼却炉の助燃材とし産廃処理施設への有価で販売 及び 燃料製造業者を通じてセメントメーカーに燃料とし販売している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き再使用後の廃溶剤については、燃焼力の強いものを分別し焼却炉の助燃材とし産廃処理施設への有価で販売する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 1 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自社には再生利用施設 無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自社には再生利用施設 無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 1 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 自社には中間処理施設 無し			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 1年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 無し		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 1年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	259 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	238 t	t
	再生利用業者への処理委託量	22 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	238 t	t
	（これまでに実施した取組） 廃溶剤については、燃焼力の強いものを分別し焼却炉の助燃材とし産廃処理施設への有価で販売 及び 燃料製造業者を通じてセメントメーカーに燃料として販売する再生利用業者へ処理している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	250 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	250 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	250 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>サーマルリサイクルでの焼却処分のみならず、蒸留再生化、燃料化といったマテリアルリサイクルが可能な処分・加工業者に処理委託し、出来る限り環境負荷を低減を図る。また廃棄物処理にあたっては「認定熱回収業者」を優先して委託契約を行う。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 1年度実績）】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	259	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>既に電子マニフェスト加入・運用し、電子マニフェスト対応業者と委託契約している。 事業所の総務グループのみが、排出委託業務を行うことで、電子マニフェストを運用していない委託業者へ排出出来ないように管理している。</p>		
※事務処理欄			

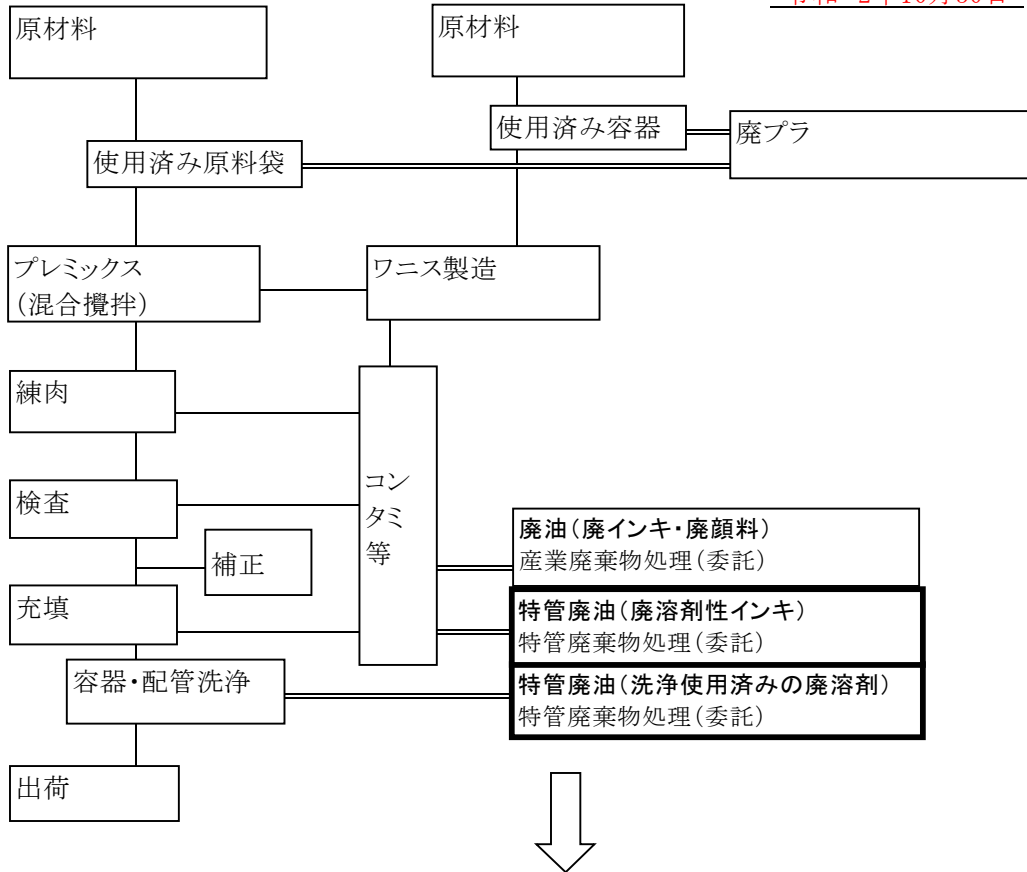
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

〈製造概要・製造フローシート・及び廃棄物発生フロー図〉

令和 2年10月30日



- ① 廃棄物収集運搬＜委託：松村商店＞処分＜委託：エコシステムジャパン＞にて焼却処分⇒残渣は埋立
 ② 廃棄物収集運搬＜委託：新日本＞ 処分＜委託：新日本開発＞にて焼却処分⇒残渣はセメント原料
 ③ 有償売却 再生＜委託：パルテック＞にて自社焼却炉の燃料補助剤
 ④ 有償売却(R1年11月で委託終了) 再生＜委託：ダイセキ＞にてブレンド燃料化 セメント製造工場に販売

〈特別管理産業廃棄物(特管廃油)の抑制に関する事項〉

実績と削減計画	【前3カ年計画】			今後の削減計画	【現在の3カ年計画】		
	H27年	H28年	H29年		H30年	H31年(R1)	R2年
【新BM:193.0t】				▲【新BM:258t】			
【BM比削減率】	3.0%	5.9%	8.7%	【BM比削減率】	1.0%	2.0%	3.0%
【削減 目標値】	187.2t	181.6t	176.2t	【削減 目標値】	255.4t	253.0t	250.0t
【実績】	222.3t	244.6t	258t	【実績】	247.6t	259.4t	
【目標との差異】	35.1t	63t	81.8t	【目標との差異】	▲7.8t	6.4t	

〈廃棄物管理組織図〉

令和 2年10月30日

